

## 令和 6 年度文部科学省における EBPM 推進に向けた取組方針

令和 6 年 4 月

EBPM 関係課長等会議

政府の政策立案に当たっては、「統計改革推進会議最終取りまとめ」（平成 29 年 5 月 19 日統計改革推進会議決定）等に基づき、EBPM（Evidence-Based Policy Making）を推進することが求められている。また、EBPM の取組については、「経済財政運営と改革の基本方針 2023」（令和 5 年 6 月 16 日 閣議決定）、行政改革推進会議（令和 5 年 3 月 31 日、議長：内閣総理大臣）における総理指示等を踏まえ、行政事業レビューを幹部・管理職を含めた組織的な EBPM の実践の場とし、政策の立案・改善や予算編成プロセスといった意思決定プロセスで活用することを中心に、引き続き推進していくこととされたところ。

（参考）「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）（抜粋）

「EBPM の取組の徹底強化に当たっては、あらゆる予算事項について、事後的な検証が可能な形で事前に KPI の設定と政策効果を検証するためのエビデンス・成果の提出を求め、政策の優先順位の見える化を進める。特に、本年度の予算編成過程から EBPM を導入した行政事業レビューシートを積極的に活用することで、全ての予算事業に共通して基礎的な EBPM を導入する。また、エビデンスによって効果が裏付けられた政策やエビデンスを構築するためのデータ収集・整備等の拡充を図る。」

政策評価についても、「政策評価に関する基本方針」（令和 5 年 3 月 28 日一部変更）において、機動的かつ柔軟な政策展開を図るため、政策効果の発現経路を明確にするなどとして、政策の特性に応じた指標の設定や分析手法の選択を行うことにより政策効果の把握・分析にこれまで以上に積極的に取り組み、意思決定過程での活用を促進することとされたところ。

また、文部科学省創生実行計画（平成 31 年 3 月 29 日文部科学大臣決定）においては、現場に根差したより質の高い政策立案を行うため、現場に存在する課題を的確に把握・分析しエビデンスベースの政策立案を実行することとしている。

その際、多岐に亘る政策分野においてデータの取得・分析手法等が異なるため、EBPM 的手法を画一的に適用するのは困難であることから、政策分野の特性や事業内容等を踏まえ、定性的な事例等を含む様々な情報をエビデンスとして収集・整理し、それぞれにふさわしい分析手法について実践を積み重ねながら見出していく必要がある。

以上を踏まえ、EBPM 的手法を戦略的に活用するため、以下の取組を行う。

### 1. 基本的な取組方針

#### （1）各種政策プロセスにおける EBPM 的手法の実践及び知見の蓄積

##### ① 予算事業

予算事業で行っている行政事業レビューにおいて、「基礎的な EBPM」を実践する。  
その基本的考え方は以下のとおり。

➤ 行政事業レビューシートを「過去の事実の説明」のみならず、政策立案や予算要

求という将来に向けての「意思決定」の一環として積極的に活用する。

- 行政事業レビューシート上で、「政策効果の発現経路と目標をロジカルに説明し、データに基づいて見直す」ことを明確にする。
- 様々な予算事業について、画一的なやり方を当てはめるのではなく、事業の性格を踏まえたメリハリをつける等、合理的・効率的なやり方で行政事業レビューシートの作成を行う。
- 政策効果の分析等については、現場で対応できないような高度に学術的なものを求めるものではない。

また、ロジックモデルは、政策の効果の発現経路を明らかにするものであり、政策形成・改善、コミュニケーション、モニタリング・効果検証に有用であることから、令和6年度から稼働する行政事業レビューシステムのロジックモデル作成機能を活用するとともに、後述する一部の事業等については、ヒアリング等を通じてそのブラッシュアップを図る。

これらの取組を通じて、

- 長年続けられてきた事業であっても、改めて効果を適切に検証し、十分な効果が上がっていないものについては、廃止や改善等の見直しを迅速に行う
- 未知の課題には最善と考える対応を速やかに行った上で、データ等に基づき、その効果を把握して、政策をブラッシュアップすることを徹底する

ことなどにより、政策の質の向上や無駄の削減に取り組む。

このとき、行政事業レビューにおいて主として目指すのは原則全ての予算事業での基礎的なEBPMの実践であるが、事業の重要性、事業環境の不確実性、事業の効果の予見可能性、効果検証の費用対効果等を踏まえ、より発展的な効果検証を設計・実施し、その結果を事業（同様の事業目的を有する他の事業を含む。）の改善に効果的に活用するなど、事業の効果を追求する取組を行うよう努める。

なお、行政事業レビューシートの品質管理については、「行政事業レビュー実施要領」（令和6年4月22日改正）を踏まえて実施するとともに、ロジックモデルの品質管理は、後述のとおり大臣官房政策課政策推進室（以下「政策推進室」という。）を中心としたEBPM関係課が協力して行うこととする。また、令和7年度概算要求の検討過程においても、その品質の向上に向けて、EBPMの視点からの助言等を同様に行う。

## ②予算事業以外

規制等の立案等及び租税特別措置等については、政策評価法に基づく事前評価が義務付けられている。担当課はこの枠組みを活用して、ロジックの明確化、費用や効果の定量的な把握・分析、代替案との比較など、EBPMの観点から検討を積極的に実施するものとする。

また、税制改正プロセスにおける税制当局への説明においては、要望する租税特別措置等の必要性及び政策効果に関するデータ等のエビデンス並びにアウトカム（成果目標・成果実績）の測定指標を提出する。

このほか、各種計画・施策パッケージ等の立案・見直しの際にも、その内容に応じて、EBPM の手法を積極的に活用する。例えば、ロジックモデル等を活用して、政策効果の発現経路を明確にし、政策の特性に応じた指標の設定や分析手法の選択を行うことにより、政策効果の把握・分析をより適切に実施し、機動的で柔軟な企画立案につなげることが望ましい。

## (2) EBPM 推進のための人材の確保・育成

新しい時代に対応した政策の企画・立案を行うためには、日々変化する社会情勢や国民の価値観の多様化を踏まえ、PDCA サイクルを円滑に進めていく必要がある。その際、EBPM の観点から、政策目的の明確化やデータ等のエビデンスの活用により、目的達成のための効果的な政策手段の検討や政策の質の向上を図ることが重要であり、「EBPM を推進するための人材の確保・育成等に関する方針」(平成 30 年 4 月 27 日 EBPM 推進委員会・統計委員会決定) 等も踏まえ、EBPM を活用するために必要となる知識の習得・知見の共有を行う。

また、データ人材の育成が求められる中で、データの基本的・標準的な考え方の習得と、データを分析するスペシャリストの養成を目的とした二種類の人材の確保・育成のための取組を、「車の両輪」としながら強化する。

## (3) EBPM 推進に資する統計等エビデンスデータの取得・活用・共有の促進

EBPM 的手法を推進するためには、その証拠となる統計等エビデンスデータの整備・改善が重要であるため、以下の取組を通じて取得・活用・共有の促進に努める。

### ①施策の企画・立案段階からの統計等のデータの取得・活用

担当課において、統計等のデータの取得・活用を図り、新規事業の構想段階から、施策の企画立案に必要なデータを取得するための事業設計を行うなど、統計等のデータの取得方法の検討を含めた企画立案を行う。特に、新規事業の予算要求を決定する際には、予め効果検証の方法やそれに必要なリソース（既存リソースを含む）について十分検討する。なお、教育・科学技術分野については、総合教育政策局参事官(調査企画担当)及び科学技術・学術政策局研究開発戦略課が主体となり、国立教育政策研究所や科学技術・学術政策研究所(NISTEP)と連携を取り、現場のニーズに合致する統計等のデータの活用及び共有を行う。

### ②統計等データの公表

白書等の各種報告書・審議会資料等において、政策判断の根拠となったデータ等について他者による検証も可能となるよう、出典や分析方法等を明示したり、機械判読を可能にしたりするなど、行政データの一層の利活用に努める。

### ③統計等データの棚卸

各担当課において統計調査や各種調査・アンケートを実施する場合には、既存データの有無を確認するとともに、調査報告者の負担軽減について留意する。

#### (4) 政策評価及び省内の他の取組と連携した効果的・効率的な実施

行政事業レビューや政策評価（規制・租税特別措置等に係る事前評価を含む）、各種計画・施策パッケージ等の立案・見直しの際に作成したロジックモデルや効果検証等に係る情報を有機的に連動させることにより、関連作業のずれや重複を排し、効率的で一貫した政策の評価・見直しのサイクルを構築するよう努める。

## 2. 具体的な取組

### (1) 行政事業レビューにおける EBPM の実践

#### ①行政事業レビューシートの作成について

原則全ての予算事業について、行政改革事務局から提示された様式に基づき、行政事業レビューシートを作成する。

その際、当該事業について、どういう政策課題があり、それを解決してどういう状態にしたいのか（目標）、どういう手段（活動）で解決しようとしているのか、目標に向かって進んでいることを確認できる指標はどのようなものか、進んでいない場合はどのように改善しようとしているのかといった事業担当課の考えを明確にした上で作成するものとする。

このことにより、以下のようなメリットが生ずることにも留意する。

- ・ 今後の予算編成時のコミュニケーションコストを下げることに資する
- ・ 国民に対して、事業の進捗や対応状況等を適切に伝えることができる
- ・ 事業担当課が、事業の改善に有益な情報を得る仕掛けを整理できる

また、「文部科学省政策評価基本計画」（令和6年4月1日文部科学大臣決定）を踏まえて令和5年度から試行中の、新しい政策評価制度においては、政策体系等を通じて、行政事業レビューと政策評価を連動させるとしていることに留意する。

#### ②ロジックモデルについて

I) ロジックモデルの作成については、令和6年度から稼働する行政事業レビューシートシステムのロジックモデル作成機能を活用するとともに、そのブラッシュアップを通じて、事業内容を精緻に検討し、事業の必要性や有効性についての説明内容を深めることが強く推奨される。これを踏まえ、令和6年度は、以下の事業を対象として取り組むものとする。

##### ○公開プロセスの対象事業

行政事業レビュー外部有識者会合において決定した公開プロセスの対象事業については、出力したロジックモデルを、必要に応じて分かりやすい形に整えたうえで事前勉強会において外部有識者に提示し、事前勉強会での議論を受けて必要に応じて修正の上、その他の公開プロセス関係資料と併せてHP上で公表する。また、公開

プロセス終了後、必要に応じて修正の上、レビューシート最終公表の際に併せて HP 上で公表する。

#### ○要求額 10 億円以上等の新規事業

令和 7 年度概算要求における要求額が原則 10 億円以上等の新規事業（要求額が 10 億円未満であっても必要な事業については対象とする。）については、レビューシートシステムから出力したロジックモデルを、必要に応じて分かりやすい形に整えたうえで、レビューシートとともに、外部有識者（文部科学省 EBPM アドバイザー）及びサイバーセキュリティ・政策立案総括審議官による EBPM に係るロジック等（関連指標を含む。）の確認・助言の機会を設ける。

II）出力したロジックモデルについては、以下の流れによりブラッシュアップ及び活用を図る。

#### ○公開プロセスの対象事業

##### ○要求額 10 億円以上等の新規事業

- ・対象事業確定後、担当課はレビューシートの作成に際して、ロジックモデルを出力し、必要に応じて分かりやすい形に整える。ブラッシュアップするに当たっては、政策推進室取りまとめの下、EBPM 関係課と連携して確認や相談を実施する。
- ・「公開プロセス対象事業」については、公開プロセスの事前勉強会などの機会を通じ、外部有識者の知見を活用する。
- ・「要求額 10 億円以上等の新規事業」については、外部有識者（文部科学省 EBPM アドバイザー）及びサイバーセキュリティ・政策立案総括審議官からの助言を事業内容の改善に活用する。
- ・ロジックモデルは、文部科学省における取組の成果として、次年度以降に参照可能な資料として知見を蓄積するとともに、次年度の概算要求・行政事業レビューにおいても活用する。

### ③優良事業改善事例の横展開について

事業の改善に向けた職員の意識改革・行動変容を促すため、事業所管部局による自主的な事業改善の取組のうち、優れた取組を優良事業改善事例として積極的に選定し、行政事業レビュー推進チームの統括責任者等から表彰するとともに、省内に普及させていく。

## **（２）EBPM の実践を支える環境整備**

政策の立案等に携わる職員が、日常の業務遂行において EBPM の基本的な考え方を身に付け、実践できるような環境を整備するとともに、特に幹部・管理職職員を通じて、現状維持よりも環境変化に対応することが高く評価される組織文化の構築・定着を図るため、以下の取組を行う。

## ①EBPM 研修の開催

広く幹部・管理職職員までを対象にした EBPM に関する基礎的知識を習得するための研修や外部有識者による講演、ロジックモデル作成のための実践的な研修、EBPM を実施した担当課による知見の共有、統計等データや効果検証等に関する基礎的・応用的知識の習得のための研修を実施する。

令和 6 年度においては、政策推進室において作成した EBPM マニュアルの更新と省内周知、令和 5 年度に実施した研修や府省横断勉強会の動画のオンデマンド配信により、EBPM に係る基礎的な理解を促進するなど、政策所管部局の EBPM に係る具体的な取組を支援する。

## ②外部有識者等への相談体制の整備

### ・ 文部科学省 EBPM アドバイザー

EBPM について専門的知識を有する者を「文部科学省 EBPM アドバイザー」として委嘱する。アドバイザーは、文部科学省が行う EBPM の取組等に関して、基礎的知識等に係る省内職員への普及啓発を行うとともに、EBPM に関する実践実例の創出・蓄積及び EBPM 的手法の検証について指導・助言を行う。省内職員はアドバイザーに積極的な相談を実施する。

### ・ 文部科学省における政策評価に関する有識者会議委員

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号）に基づき開催する、「政策評価に関する有識者会議」有識者委員についても、政策評価や EBPM に関する助言を得るため、個別の相談なども含め、積極的な活用を図る。

### ・ 文部科学省行政事業レビュー外部有識者

「行政事業レビュー実施要領」に基づき、文部科学省行政事業レビュー外部有識者会合の委員による行政事業レビューシート及び基金シートの厳正な検証を行っているところであり、本プロセスでのやりとりを通じて、事業内容の改善に外部有識者の知見を活用する。

### ・ その他

教育・科学技術分野については、担当課の求めに応じて、国立教育政策研究所や科学技術・学術政策研究所（NISTEP）において、適宜助言等を実施する。また、担当課は、必要に応じて、政策推進室を通じ、EBPM 補佐官などの行革事務局等の支援制度を積極的に活用する。

## （３）教育分野等における EBPM の推進

### ○教育データの利活用の推進

- ・ 文部科学省 CBT システム（MEXCBT）の初等中等教育段階（全国学力・学習状況調査（令和 6 年度は生徒質問調査を MEXCBT で実施予定）や地方自治体独自の学力調査等における活用等）や、高等教育段階の更なる活用推進
- ・ 文部科学省 WEB 調査システム（EduSurvey）の安定的な運用と地方自治体での活用に

向けての実証。

- ・学習ツール間のデータ連携の型や規格について定義した「教育データ標準」や「学習 e ポータル標準モデル」の改訂
- ・自治体がデータを簡易的に可視化・分析できる仕組みの具体的な在り方を検討
- ・教育データを利活用するに当たって、個人情報等に関して安心・安全を確保するため、自治体等が留意すべき点を整理した「教育データの利活用に係る留意事項(第2版)」の周知徹底
- ・文部科学省・国立教育政策研究所等が実施した教育分野の調査データや研究成果・取組事例を集約する「公教育データ・プラットフォーム」の運用及び可視化等の機能拡充

○政策立案に活用できるエビデンスの開発

- ・大規模なパネル調査に基づいた、学校満足・意欲、進路、ウェルビーイング・非認知能力についての分析など、政策立案に資するエビデンスの開発

○第4期教育振興基本計画のフォローアップ

- ・第4期教育振興基本計画で示されている指標等の活用による、各目標の進捗状況の把握

○地方自治体における PDCA サイクルの構築推進

- ・地方自治体の点検・評価（地教行法第26条に基づく教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価）を活用した地方自治体の EBPM の取組の実施を促進
- ・各教育委員会における教育政策の EBPM 実施状況を調査

#### （4）科学技術分野における EBPM の推進

○第6期科学技術・イノベーション基本計画のフォローアップ

- ・内閣府総合科学技術・イノベーション会議評価専門調査会におけるフォローアップに協力

○NISTEP による、科学技術指標、科学技術予測調査、博士人材データベース（JGRAD）等科学技術・イノベーション政策における基盤的なデータの整備や分析及びデータサイエンス、AI 関連技術等を用いた調査研究・データ解析手法の開発検討

○JST の研究開発戦略センター（CRDS）による、専門家の知見を活用した研究開発動向の俯瞰的な把握と、それに基づいた我が国の研究開発戦略の立案に活用できる戦略的なプロポーザルの提供、及び論文動向等の定量的な分析

○科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」推進事業（SciREX 事業）の実施

- ・行政官を対象とした科学技術イノベーション研修の実施
- ・科学技術イノベーション政策を実施する上での基礎的な知識を取りまとめた教育コンテンツ（コア・コンテンツ）の活用促進
- ・政策への具体的な貢献を見据え、課題設定から行政官と研究者が協働して研究を行う「共進化実現プログラム」を実施。

- ・基盤的研究・人材育成拠点（5拠点6大学）による、科学技術イノベーション政策研究分野の基盤的な知見の創出、将来の科学技術イノベーション政策を担う人材の育成（修了生の文部科学省採用実績あり）
- ・科学技術イノベーション政策研究分野のセミナー等の開催による関係者間の交流の推進

### 3. 今後のスケジュール（案）

- 4月下旬
  - ・政策体系等・行政事業レビューシート作成依頼
  - ・EBPM 関係課長等会議の開催
    - ※EBPM 推進に向けた取組方針の決定等
  - ・局長等会議及び筆頭課長等会議での報告
- 5月中旬
  - ・公開プロセス対象事業決定
- 5月下旬
  - ・行政事業レビューシートの提出・調整
  - ・公開プロセス対象事業に係るレビューシート・ロジックモデルの作成、ブラッシュアップ
    - ※公開プロセス本番までの間、政策推進室を中心とした EBPM 関係課による確認や相談を実施
- 6月上旬
  - ・政策体系等の提出・調整
- 6月下旬
  - ・公開プロセス
- 7月
  - ・レビューシート外部有識者点検・政策体系等有識者照会
- 8月
  - ・令和7年度新規要求レビューシート作成・調整
  - ・要求額10億円以上等の新規事業ヒアリング
- 9月～
  - ・行政事業レビューシート公表
  - ・優良改善事業表彰の実施
  - ・EBPM 推進委員会にて、サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官より取組成果の発表
  - ・ロジックモデル作成担当課と取組内容の振り返り